

第36回町田市景観審議会 会議録

日時	2022年10月14日(金) 午前9時30分～午前11時30分
場所	町田市役所3階 3-1会議室
出席者	<p><委員>(敬称略)</p> <p>二井昭佳、入江彰昭、中島直人、渕元初姫、野間田佑也、加藤幸枝、大塚信彰、植木宗徳、高橋清人、前田純、山崎浩子、北村誠(12名)</p> <p><関係者></p> <p>株式会社アルテップ(3名)</p> <p><事務局></p> <p>都市整備担当部長 地区街づくり課職員(5名)</p> <p>文化振興課職員、公園緑地課職員、道路整備課職員、道路管理課職員、道路維持課職員、産業政策課職員、新たな学校づくり推進課職員、施設課職員、環境政策課職員</p>
傍聴者	無

■会議内容

○挨拶

○会議の成立(定数確認・欠席者の報告)、会議の公開に関する報告(傍聴者報告)

○調査・審議事項

- ・議題22-01号「町田市公共事業景観形成指針」2023年度各課事業の協議フローの振り分けについて
- ・議題21-03号 町田市の景観施策のあり方について
- ・議題22-02号 町田市が今後とるべき景観施策について

■配布資料

○次第

○資料1 町田市の景観施策のあり方について(答申案)

○資料2 景観施策の検討スケジュール

○資料3 専門部会の検討の進め方

○資料4 「町田市の景観施策の見直し骨子」イメージ概要

○資料5 「町田市の景観施策の見直し骨子」イメージ

○資料6 町田市景観審議会専門部会委員名簿(2022.10～2023.5)

○参考資料 2023年度「町田市公共事業景観形成指針」各課事業の協議フローの振り分け(案)

■議事

○挨拶

○町田市景観審議会規則第6条第2項の規定による会議の成立に関する報告
(過半数以上の出席により、会議の開催について成立)

○「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定による会議の公開に関する報告
(傍聴者0名)

○付議事項

・議題 22-01号 「町田市公共事業景観形成指針」 2023年度各課事業の協議フローの振り分けについて

【事務局】 <町田市公共事業景観形成指針における2023年度各課事業の協議フローの振り分けについて説明>

<対象事業全32件について説明>

【委員】 14番Bフロー（仮称）子どもの森ゆうぱーく保育園は、「景観アドバイザーのアドバイスが必要と想定」ということでBフローになっている。規模的としてはAフローで示している「鶴間小学校学級増に伴う増築工事」と同じくらいだが、これをBフローに格上げた理由を説明してほしい。

【事務局】 基準上Aフローとなるが、新築であるため計画の自由度が高く、外壁のデザインはそこで過ごす子どもたちへの影響が大きく、子どもたちに対する景観学習にも力を入れたいという視点から、Bフローとした。

【委員】 20番Aフロー鶴間小学校および21番Aフロー南つくし野小学校の学級増に伴う増築工事について、仮設のプレハブ校舎ということだが「自分だけプレハブ校舎になった」「6年間プレハブだった」というようなことのないよう、当事者である子どもの立場への配慮が必要である。仮設であることを逆手にとって、教室に対して子どもたちがリデザインできるなど、デメリットにならないような配慮が望まれる。振り分け自体はAフローのままで良い。

【委員】 学校のプレハブ校舎や22～30番に示すエレベーター増設工事については、そのもののデザインではなく、配置が大事である。プレハブ校舎で言えば、既存樹木を伐採しないなどの計画が重要であり、どこに造成するのかを協議してもらいたい。エレベーターの設置についても同様である。Aフローが良いが、この点に配慮しながら慎重に進めてもらいたい。

【会長】 今のご意見は、担当課にお伝えいただきたい。私も、細かいデザインよりは配置が重要だと思う。

12番Bフロー旧境川クリーンセンター跡地活用事業についてだが、境川のそばなので、緑地と一体になった憩いの場になると良い。

【事務局】 規模による振り分けではAフローになるが、境川に面して広場機能を有する施設ができるため、景観協議でより良くなる可能性があるということで、Bフローにしている。東京都も携わる事業なので、Cフローとすることも考えられる。

【会長】 町田市としては重要な施設なのでCフローに格上げして、東京都とも相談しながら進めていくことも考えてもよいのではないかな。

【委員】 各事業について、担当部署がどのように景観上の配慮をしているのかという情報を資料に掲載していただきたいほうが、この審議会に諮るのに相応しい成果物が出てくるのではないかな。

【会長】 振り分けだけでなく、何を重視しているのか。事務局からの説明の中で触れられていたものだけでなく、担当部署からの説明もいただければと思う。

ここまでの話をまとめると、AフローおよびBフローの振り分け案についてはそのままが良いが、子どもたちが過ごすところについては、プレハブならではの可変性を活かすことが望ましいというご意見や、配置を工夫して既存の魅力的な環境が失われないようにすべきのご意見があった。

また、私からはBフローの旧境川クリーンセンター跡地活用事業をCフローに上げて良いのではないかなという指摘をさせていただいたが、何かご意見はあるか。

（会場より、「異議なし」の声）

- 【会長】 景観審議会としては、旧境川クリーンセンター跡地活用事業をCフローとすることで調整いただき、その他は事務局から提示された振り分け案で進めていただきたいと思います。
Cフローについては重要な事業が集まっている。今回、各フローの中で分類を設けて整理いただいたことを評価したい。事業の担当課が分かれていても同じエリアであったりして、芹ヶ谷公園や町田駅周辺など、一体的に効果を発揮すべきところをグルーピングしていただいたのかと思う。Cフローについては景観アドバイザー等と協議する機会もあると思うが、現時点でご質問やご意見があれば、ご発言いただければと思う。
- 【委員】 Cフローの中で、芹ヶ谷公園と町田駅周辺を一体化しようと計画されていることはよく分かった。しかし、現況は町田街道から芹ヶ谷公園までの間が空白地帯になっている。文学館通りを整備するのも良いが、一番奥のエリアという印象があるので、そのあたりの検討をお願いしたい。
- 【委員】 芹ヶ谷公園の案内機能、例えば芹ヶ谷公園でこのようなイベントをやっているといった情報の表示を園内だけでなく町田駅前にも設置することで、一体性を出せる可能性がある。公園内では喫茶やアート体験など五感に訴える機能も検討されているが、施設内に留まらず、公園の緑や花との関係性についてもテーマやコンセプト、方針に加えていただけると良いと思う。具体的には、周囲の斜面林や公園の植物群との一体性を考えた体験工房や、町田野菜を楽しめる食の機能などが考えられる。芹ヶ谷公園がまちづくりや地域とつながるような仕掛けを作れると良い。
- 【会長】 重要な意見である。
- 【委員】 Cフローでまとめている「芹ヶ谷公園関係」事業や「町田駅周辺関係」事業について、商工会議所では地域住民をどのように巻き込んだらいいかを議論してきた。中心市街地の景観は行政の施設や人員だけではできず、駅前に芹ヶ谷公園のインフォメーションを置くときにも、駅前の企業とどう繋がって実施していくかを考えなければならないし、駅前の市の施設だけでやろうとしてもうまくいかない。公共施設再編計画では3つの公共施設という言い方をしているが、敷地は市が持っても、商工会議所も勤労者福祉サービスセンターも新産業創造センターも、まさに民間企業がどう取り組むかによって、具体的に機能し始めるのだと思う。市の協議の中に、関わっている企業の人たちも入れていく仕組みが必要だ。
- 【会長】 芹ヶ谷公園については市民の皆さんも巻き込んでプロジェクトを推進していると思うが、事務局から何か補足はあるか。
- 【事務局】 大事なご意見をいただいた。個々の施設整備の前段にある考え方が大事であり、街全体の魅力を上げていくために、芹ヶ谷らしさや町田らしさを色々な人に体験してもらいたいと思う。公園と街が双方に発信するという時には事業者との連携も非常に大事なので、力を合わせながら進めていければと思う。
- 【会長】 景観担当課や景観アドバイザーからも、サポートいただければと思う。
- 【委員】 芹ヶ谷公園の公園案内棟の設計者の選定はどのように行うのか。
- 【事務局】 設計は今年度から始めている。2019年に公園全体の再整備についてプロポーザル方式で設計者を選定しており、同じようなコンセプトを実現するために、その後は随意契約にて同じ設計者をお願いしている。
- 【委員】 このような場での議論をしっかりと汲み取っていただける体制が無ければ、いくら議論が盛り上がりながらも実現に至らないと思ったので、確認した。
- 【会長】 重要な案件ほど、競争入札で良いのかという議論はある。実力がある人を選ぶことができる

と良い。

【委員】 5番Cフロー（仮称）原町田一丁目駐車場は解体工事に入ることだが、250台分が駐車できなくなると不便にならないか。

【事務局】 近隣にはコインパーキングやターミナルプラザの駐車場があるので、それらを活用できないかと考えている。

【会長】 利便性の確保が必要ということかと思うので、配慮をお願いしたい。これで、概ねご意見をいただけたかと思う。協議フローについては、Cフローはそのまま、Bフローのうち12番B旧境川クリーンセンター跡地活用事業はCフローに格上げし、それ以外のBおよびAフローは事務局の提案の通りということが良いか。

（会場より、「異議なし」の声）

【会長】 それでは、景観審議会の意見としては先程述べたとおりとしたい。

説明資料1で「町田駅周辺関係」をまとめていただいたものの、説明資料は各事業の内容の説明のみになっていた。それぞれの道路が駅周辺でどのような役割を果たしているか、他の道路とどうつながっていくのか、というところが明確になると整備効果も高まってくるので、そのような点も考えていただければと思う。

また、学校については、教育は居住地選択における重要な判断事項であり、街づくりとしてどう魅力を発揮できるかというところで景観審議会もお手伝いさせていただければと思う。

・議題21-03号 町田市の景観施策のあり方について

【部会長】 <町田市の景観施策のあり方について説明>

【会長】 ありがとうございます。今後の見直しに向けて、どんな所を評価していくといいのかをまとめていただいた。こちらについて質問はあるか。

【委員】 町田市の以前のコンセプトは、住宅商業都市であった。今の町田を取り巻く経済情勢を踏まえると、景観のコンセプトとなる「町田市はどんな街であるのか」という視点が必要だと感じる。全体計画の中で、協議をする場を作って、「町田はどんな街であるか」ということから議論する必要があるのではないか。

【部会長】 資料1の3ページ目の右側にある通り、現在町田市では「町田市都市づくりのマスタープラン」を策定したところである。ここでは町田市は4つの市街地の側面が組み合わさって町田の顔となっているということが整理されている。景観施策の検討からもう一度問い直していくことも考えられるが、現在は、「町田市都市づくりのマスタープラン」で示されたまちのコンセプトを引き継いで検討し整理した。

【委員】 公共施設の景観誘導を中心に記載されている印象がある。民間の施設についてはどうなのか。屋外広告物については条例があったが、それ以外の部分はおそらく手付かずであったと思う。専門部会ではどのような議論があったのか。

【部会長】 確かに、現状は民間施設との協議の実行性が弱いのではないかとのお話はあった。資料1の5ページ目「第6章 計画の推進・管理」に「事業者との協働による景観づくり」という項目がある。協議の時期が有効ではないという課題があったため、協議時期を明確化して早めに協議してもらえるようにすべきといった施策の修正について議論をしている。

【会長】 資料1の4ページ目には「景観アドバイザーとの景観協議を一定規模の民間施設においても導入することを検討」といったことも記載されており、今のご指摘に対応しようという事に

なっている。

この答申案をベースに協議していくことで、民間施設に対しても景観アドバイザーを導入することによる景観誘導の実効性が強化されると考えられる。「町田はどんな街であるか」について、町田市都市づくりのマスタープランが出来上がったところである。時間がたって改定される時期などに改めて議論していく必要があると思う。景観審議会としては、専門部会からいただいた答申案を答申としたい。

(会場より、「異議なし」の声)

・議題 22-02号 町田市が今後とるべき景観施策について

【事務局】 <町田市が今後とるべき景観施策について説明>

【会長】 見直しの骨子について具体的なものも含めて説明いただいた。ご質問やご意見、アドバイスなどがあればぜひお願いしたい。

【委員】 景観施策の見直しにおいて規制をかける方向に行きがちだが、景観や色彩などで街づくりに貢献できる部分があると考え。例えば通りを一定の色彩で統一することで誘導を促すなどである。色の審査などでは、個別に良し悪しを判定するだけでなく、相対的な周りとの関係性でも決まってくる。機能性と街づくり、景観の部分をうまくとることができればよいと考える。お店のファサードの色を揃える等の機会があるとすれば、お店の方のご理解も必要。そういったことが実現できるようなルールができればと思う。

【会長】 エリアとしてどうあるべきかという視点を持ちつつ、誘導できれば良いということだと思。ぜひ検討していただきたい。

【委員】 屋外広告物条例については、規制を設けると言う観点も必要だが、届出を活用した仕組みを考えた方が良いのではないかと。例えば、路上広告は届出をすれば掲出できる、というような仕組みの緩和などが考えられる。現状では路上に広告物を掲出することができないが、届け出制の規則を作り、届け出をすることで掲出が可能となれば街の賑わいを生み出すことも考えられるのではないかと。逆に言えば、違法なものを排除して意識を高めていく取り組みともいえる。

【会長】 街づくりの観点で実施した方がよい点があれば、届出に組み込んで活用していくという視点かと思う。

私から確認したいことがある。1点目は、基準について、なぜその基準が必要であるかが書かれていないことが多い。「なぜなのか」に共感してもらえると、どうしてその基準なのか、がうまく伝わると考える。うまく伝わるようにまとめていただきたい。2点目は、先ほどお示しいただいた参考資料2「まちだの新たな学校づくり」の資料が参考になると思う。このパンフレットは多くの人たちに見てもらうことを前提としているためか、大変わかりやすい。これから説明会やパブリックコメントを実施する中で、文字寄りではなくビジュアル寄りの資料で作ることにより、市民の理解者が増えて景観づくりが進むのではないかと。最終的に伝える資料の作り方についても工夫をしていただけると良い。説明会は複数の地区で開催する予定か。

【事務局】 説明会の手法等についてはまだ具体的な検討をしていないが、市民の意見が広く拾えるようにしたい。

【委員】 資料6の6ページ目「第6章 計画の推進・管理」で「市民との協働による景観づくり」を

図っていきたいということに関連し、町田市の景観に対して市民が点検・評価できる仕組みがあるとよいと考える。例えば、GIS（地理情報システム）を活用してWEBの地図上に可視化していく取り組みとして、市民が「緑が枯れている」、「道路の補修が必要」というように街や景観をチェックし、市に情報を提供できるような参加型コンテンツが考えられるのか。そういったことが参加型で実施できると望ましい。

【会長】 とても重要な意見だと思う。市民に参加してもらうことは課題だったと思うが、事務局から発言はあるか。

【事務局】 道路補修に関しては、市民が破損している道路の写真を送ると補修してもらえる仕組みが既に道路部にあるが、景観にもそういう仕組みが使えるようなものを検討できると良いと考える。これまで、景観の普及啓発のためにそのようなことを自主的に活動していただいている市民サポーターの方もいたが、役割が明確ではなかったので続いてこなかった。市民に評価・点検に加わっていただく役割を明確にしていくことは大切である。ぜひ前向きに検討いただければと考える。

【委員】 専門部会で具体的な検討を進める前に、東京都や国の規制にどのようなものがあり、できることとできないこと、また、条例で定めればできることとできないことのガイドラインを出していただけるとありがたい。

【会長】 進め方について、そのような配慮いただければと思う。ここで一点、委員の皆様に諮問したい。「景観施策のあり方の検討」は、専門部会として3名の専門家をお願いしていたが、「町田市が今後とるべき景観施策について」も、町田市景観審議会運営規則第9条に基づき、専門部会を設置し、部会の中で調査、審議することが望ましい。専門部会の委員については、町田市景観審議会運営規則第9条2項に「専門部会は会長が委員のうちから選任する者5人以内をもって組織する。」とあるが、本案件においては「町田市の景観政策のあり方について」の専門部会でご尽力いただいた2名の委員に加え、市内関係団体の代表である5名の委員の意見を聴き、調査、審議を行うことが妥当である。そのため、7名で組織することとし、専門知識を有する有識者として、法政大学法学部教授 名和田是彦氏にも町田市景観審議会運営規則第6条4項の基づき、引き続きご尽力いただきたいが、よろしいか。また、東京都の景観担当者もオブザーバーとして入ってもらう体制で組織したい、と考えるがよろしいか。

（会場より、「異議なし」の声）

では、資料6のとおり、専門部会には、市の状況をよくご存じの市民、事業者の方にも入っていただくこととする。引き続き、部会長にはとりまとめをお願いし、諮問事項について部会の中で議論をお願いしたい。

これをもって閉会とする。

— 了 —